

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還協定/未完成プロジェクト引継問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43666

(1) 交涉経緯又七 / 米国側免責条項問題



△ Shin, Tureimork

Impress upon ward.

△ Meyer - ok keep ^{to} continue
distinctly unhappy]

Gold Burke

583-714

583-714/

大要
取
の
通
解
手

- 着次 stop
- 4/25 (日) 2 (時) の交渉と「MOS」の
- この交渉は、この外にこの合意は、
- 「MOS」は、
- financial talks. 2 - package.

Clark = 5/12

④ 4/11 対 Clark へ tel
 Clark の Clark へ
 事情を告げる。
 2/22 処理あり

④ 7/20 (土) 対 Ericson
 と連絡する。連絡あり。

your apartment Rm 2410
 Green Home

「709-3971」

佐藤さん。

1. 交渉を済ませ中 気付きの
ところを補足してみました。
2. ^{系絡}課長とエニツツとの協研
の部分、系絡課長に
みていたたいところが……
と思います。(時間がなく
ておたみていたたいてあり
ません。)
3. 9. のところは何かかいる
のでしうか。
4. 7. の今後の処理はよろしく
お願いします。

柳井

極 秘
無 期 限
部 内 号
号

福地が4月に在日上書
(交渉記録等)

46.12.14
米北(佐藤)

記録のたぬ

12月18日(土) 衆議院沖野委員において福地
水道公社等の資産引継ぎに關する重疑が
行われたことは、目下建設中の
に米側が建設資金の残額を
水道公社の財産として残して行く

が4月復帰時までに完成しない場合の二とに
利尚

ついて、~~松浦浅号(社)~~ ~~政府側~~ ~~内子~~
日米間に文書による保障が得られない場合は、この進取か

~~4月14日~~、福田大臣より米側より文書を出
約束の書類をとする

~~4月14日~~、~~答~~、さうに水田大臣より
翌日の

13日中には米側より文書を出し、答
した。(浅野録等)

2. 二山より先、返還協定署名後福地がムカ
帰前に完成しない公算が出たため、8月頃か
ら秋にかけて福地がムカ及びその他復帰時に未
完成となりうる70%以外について、中が古関係
各省(外務、大蔵、対策、建設)と米民政府・在京
米大使館との間でその引き継ぎ方法を詰合
った。その際、福地がムカ及び他の70%以外
上につき、当面米側は復帰前に完成するよう最大
の努力を払うか、~~復帰前~~ (中)に完成しない場合
には未支出となる建設資金を水道公社に復帰
前には引き渡す。(その他、70%以外については、琉球に
資金の残額を

後転。) ^等これを確認する Record of Discussions
 の案文を米側に提示し、米側としてもかかる原
 則にはおとより異存はなかったか、^(米側より)日本政府は
 未完成プロジェクトに関連して生ずることがある請
 求について米側政府を免責する (hold harmless
 the USG) との一項を挿入することを主張し、中か
 はこれに反対し、上記各案は行方不明であ
 る経緯がある。(Record of Discussions の案
 文等については、系系ファイル「福地がむとその他
 未完成プロジェクト」参照。)

³
 3/ 検討された上記 2. の Record of Discussions
 の案文のうち、
 よて、この案文の日本側の協定において一
 部分を変更し生かして、
 合意したものを ~~案文~~ 案文の向にお
 いて口上書案を作成。⁽¹¹⁰⁾ (午後10時半頃より起案開始)
 二の向、^{復帰準備} 準備委員村角等、死米大
 江渡事務官へ米北1 (漢澤長、佐藤) 川本
 1. 件の経緯を説明し、ⁱⁿ 時間的要素をとり、中
 米北からの米側への側面的促進を求め中
 案文のバリエーションと連絡。
 在京米大江ツツ川下自記不在、帰京次第
 米北1に電話連絡をとり、^{米北1} 電話。前後に
 備及江ツツ川出先から中島条約関係へ

と之を唯12.米側より文書
の見解と必要事項の次を
説き、協力を要請して

7月27日

電活連絡あり。国会の模範、~~国会~~ 我案

の要旨を伝へ、^{12月27日} 北に米側1佐藤氏に我案

案を^{12月27日} 自らへとどけ、^{12月27日} 早速に検討

ありたい旨を
~~伝~~ 済ませ清いた。



4. (1) 米北 | 佐藤 及び 米側 柳井 付、12日(日)

(口書)

午前0時20分 柳井 氏 (米北 | 電報ファイル 及び

米側 関係ファイル 参照) を ミニマム 宅に 携行し、

国会 における 質疑の 模範 及び 柳井 氏 口書

案の 趣旨を 説明した。(柳井 氏 口書は、(1) 福地 氏

(未使用)

の 等 未完了 の際に 米側 柳井 氏 水道 公社 に 資金を

~~移~~ 移転 する ことを 確認 する 米側 口書 及び

福地 氏 口書を 未完了 の 持ち 引き 継ぐ 場合には、^{12月27日} 米側

を 完成 する ^(12月27日) 日 米 本 側 には 必要 な 措置を

と する 旨の 柳井 氏 口書 は 修繕 上の 問題は 別と

12. 27日 米 側 柳井 氏 合意 した Record of Discussion
外務省

の關係部分の表現その才であること並
 びに (D) 二才での結合... 暗礁と存っていた
 hold harmlessの問題等残った問題は、時間的
 制約にかんがみ協研を継続する — 不公表口上
 書 — というものがあることを説明。)
 (2) 先方は、^{この点を}事務的の問題で何故文書と為
 りておられるか存じないか理解に苦しみ、
 相対しては、~~吾等が~~ ~~移転~~ ^{復帰}後には
 米政府は福地公等に関連する請求について
 妥協される ~~が~~ ^{こと} 明らかにされる限り日
 平側案と呑むことには極めて困難 ^か ありう

時間的要素もあるので、東京と沖縄との間で
 処理し、ワシントンへ清訓をよせよう
 け回し等々とした ^の 反応も示した。
 (3) 先方、無理を申し込んでも十分理
 解不能。国会審議が stop しては ^の 交渉
 かも水泡に帰すること存じぬで、この点を
 留意 ^し とりまき先方 ^の 意向を述べた。
 先方、さらに、hold harmlessの問題に関
 し、半側としては具体的にいかする claim をい
 配しているのかと質したところ、「エ」は、具体的
 な場合が念頭にありわけではないが、例えは

0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0

柳井より、エニツツに対し、引上げガム工事の
監督をしている在沖米軍工兵隊の責任で
生じた事故については Foreign Claims Act の適
用があると考えられ、かかる請求権は協
定中4条で放棄しているものであるから、同4
条2項もカバーされるよう中4条1項のみで
なく中4条全体を引用すべきであると述べ
たところ、エニツツもこれに同意した。~~本件口~~
上書は、^(協定)4条2項により、米国の法令又は現地
法令で認められた請求権に影響を与えないもの
ではなく、また、協定で放棄した請求権以上の

0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0

放棄を意味するものでないことは、^(12日に)4月13日
を提示する際、及び13日に本件口上書を提出
する際にも米側に確認した。) さらには、上記
の「エニツツ」の話し合いの際、柳井より、福地が
4条に關して従来から米側が主張しているの
は「米政府」の hold harmless であるから、子公
表口上書においては協定4条に言及するは
足りると考える旨念を押したところ、「エニツツ」は、
Record of Discussions 案で米側が挿入を主張し
たのは確かに "... hold harmless the U.S.G."
といふことであるが、この際は、ワシントン及び米民政

「江村」 日 (案ヒホリ)
活江村、江村に關する限りは本~~案~~で

結構で女子とのP案をえた、ワシリンの
反名は明朝早々に³付³る述べた。

7/ 13日午前7時20分「シ」より米側(佐
倉)に返信、

(1) 電責に關する日中側の confirmation は米側
の立場^と完全に protect した^と子と了解して

言いか。米側として金を渡した後で unpleasantness
が起ることを好まないと女子。 米側

(2) 水産公社への移転する金額は口
上書に書いてある以上のものをい^いることには
同意

日中側~~の~~意見^をしている^と理解するが、その

案にかつた日中側の確認をえた。

日中電話連絡~~を~~し、右に²付²附²添²を²得²た
ことが日中側^に案^を同意^{する}こと^の条件^であり
る述べた。

8/ 13日 佐倉判右の案と米側^の案^を比較^して
(米側判右と米側判左に連絡)

大蔵省前田審判官 橋崎課長へ伝^へて、⁴日^の
米側^との^接触^をえた後 13日午前8時30分^に

佐倉判「シ」へ次のとおり伝^へた。

(1) 日中政府としては協定^の4^条第¹項^に同
(inabilities)

を¹項^で規定^した^{こと}を^以て^は

同意^{する}こと^を述べた。

未完成プロジェクトの扱いについて XE

1 41号線に係る2500,000ドルは打切る。打切り

に伴うフレームはGeneral Fundで処理する。

(なお、41号線の精算について琉球政府調査との
差及びフレームの額を再調査する。)

2 未精算額のうち下水道事業に充当し、残余の

資金は他の公共事業にも充当することかできるもの
とし、その資金は日本政府に引渡す。

3 2の資金は福地ダム建設費の一部に充当すること
かできるものとする。

未完成の口外レバリス 大蔵省の見解 (×)

1. 橋本レバリス

(1) Record of Discussion 4項の後段は削除され 残るは(2)と(3) うち2項は削除された

(2) Record of Discussion 5項の趣旨の1項を加えられた
F 米例は 莫定日22日、年産補正費の趣旨は7年 予算上の
残額に支出の場合には YとXのprojectに流用するが
米はYとXを 現金の日本側へ引き渡すことである

(3) 大蔵省の document 22日

i) 大蔵省の document 22日は 後掲の如く 米例を米例に 認許した
こと

ii) 解決の難水の場合には 協定案を米例と同日 政府は
承認したが、これは 米例案の項に米例を引く経路
が認められたことか (契約の引取が米例を引くこと
は、米例の引取が米例を引くこと)

iii) 大蔵省の 議案理由、金額 YとXの米例関係は 米例の
レバリス

又、契約の解除について

41号線関係の契約は解除し、差額の負担は以下の整理
費を支払ふ。又、差金、契約解除による同条例に引き
渡したるもの下水道相当財産は、300万円の財産から
減額したるに依り、578,000円である。

3 資金の引渡について

(1) 復興財産に於ける General Fund の残高のうち下水道
相当部分 1,050,000円は、沖繩県に引き渡すこと。

(2) 41号線関係の契約解除に伴う General Fund の残金は、
福地公社建設のため水道公社に貸付すること（この資金
は、復興後日本政府が承継して福地公社建設にあつた）。

(3) Esso Loan の解決後の残額については、41号線が全額
口庫買担の整備費として充当するに、沖繩の公共事業に
あつたため、170万引き渡すこと。

なお、上記 2、3 は、文章を正確にする